

長野工業高等専門学校災害修学支援金規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における災害修学支援金制度の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 災害修学支援金制度は、本校に在学する学生又は学資負担者が火災、地震、風水害等により、主として生命及び住家に著しい被害を受けた場合に、災害修学支援金（以下「修学支援金」という。）を給付することにより、学業を継続するための経済的援助をすることを目的とする。

(修学支援金の給付対象)

第3条 修学支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、本校の本科生及び専攻科生で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講生は除くものとする。

- 一 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災により、著しい被害を受けた者
- 二 その他、長野工業高等専門学校長（以下「校長」という。）が特別に認めた者

(給付対象者の申請)

第4条 給付対象者は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災による被害が発生した日から6月以内に校長へ申請書を提出しなければならない。

ただし、校長が真にやむを得ない事由があると認めた場合には、6月を超えて申請をすることができる。

(給付対象者の決定)

第5条 校長は、前条の申請をした者について、予算の範囲内で修学支援金給付の承認又は不承認を決定し、速やかに本人に通知する。

2 前項の決定に当たっては、本校執行会議で総合的に判断し、決定するものとする。

(給付の取り消し)

第6条 修学支援金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、校長は修学支援金の給付を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請又はその他不正の手段により修学支援金の給付を受けた場合
- 二 その他修学支援金給付が不相当と認められるに至った場合

(返還)

第7条 前条により，修学支援金の給付の取り消しを受けた者は，修学支援金を全額返還しなければならない。

(事務)

第8条 修学支援金に関する事務は，本校学生課において処理する。

(その他)

第9条 修学支援金に関し，この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は，令和元年11月12日から施行し，令和元年10月1日から適用する。